

柏市合併処理浄化槽設置奨励補助金交付要綱

制定 昭和62年11月 2日

施行 昭和62年11月 2日

(目的等)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、処理対象人員が10人以下のものであって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上及び放流水1リットル当たりのBODの日間平均値が20ミリグラム以下の機能を有するもの

イ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に定める基準に適合するもの

(2) 高度処理型の合併処理浄化槽 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（合併処理浄化槽であって、放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が20ミリグラム以下又は総りん濃度の日間平均値が1ミリグラム以下の機能を有するものをい

う。以下同じ。)

イ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽
(合併処理浄化槽であって、放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が10ミリグラム以下の機能を有するものをいう。以下同じ。)

ウ BOD除去能力に関する高度処理型の合併処理浄化槽
(合併処理浄化槽であって、BODの除去率が97パーセント以上の機能を有し、かつ、放流水1リットル当たりのBODの日間平均値が5ミリグラム以下の機能を有するものをいう。以下同じ。)

エ 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽
(合併処理浄化槽であって、放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が20ミリグラム以下の機能を有し、かつ、総りん濃度の日間平均値が1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。以下同じ。)

(3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(4) くみ取便所 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第29条に規定する構造を有するくみ取便所をいう。

(5) 住宅等 専用住宅、共同住宅及び店舗等併用住宅(居住の用に供する部分の床面積の合計が当該住宅の延べ面積の2分の1以上であるものをいう。)をいう。

(6) 転換 既存の住宅等に係る既存単独処理浄化槽に替わる当該既存の住宅等に係る合併処理浄化槽の設置及び当該既存単独処理浄化槽の廃止をすること(既存の住宅等の増築又は改築に伴い行う場合を含み、既存の住宅等に替わる新たな住宅等の建築及び当該既存の住宅等の除却を行うことに伴い行う場合を除く。)をいう。

(7) くみ取転換 既存の住宅等に設置されているくみ取便所に替わる当該既存の住宅等に係る合併処理浄化槽の設置及び当該くみ取便所の廃止をすること(既存の住宅等の増築又は改築に伴

い行う場合を含み、既存の住宅等に替わる新たな住宅等の建築及び当該既存の住宅等の除却を行うことに伴い行う場合を除く。)をいう。

(8) 宅内配管工事 合併処理浄化槽への流入管の設置、合併処理浄化槽への流入、合併処理浄化槽からの放流に必要な弁の設置及び合併処理浄化槽から住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。

(対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は第25条の2第3第1項の規定により策定された事業計画に定められた予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。以下同じ。)(以下「下水道事業計画区域」という。)以外の区域において、転換又はくみ取転換により合併処理浄化槽を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

(1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わず、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 補助金の交付を申請した日の属する年度内に合併処理浄化槽の設置及び配管その他の合併処理浄化槽の使用を開始するために必要な全ての工事等を完了することができない者

(4) 柏市税を滞納している者

3 補助金交付の対象とする事業(以下「対象事業」という。)は対象者による合併処理浄化槽の設置(転換又はくみ取転換により行うものに限る。)(当該合併処理浄化槽について、浄化槽管理者が、浄化槽法第57条に規定する指定検査機関(以下「指定検査機関」という。)が行う、同法第7条第1項に規定する水質に関する検査(以下「7条検査」という。)及び同法第11条第1項に規定する水質に関する検査(以下「11条検査」という。))

を受けるものに限る。)とし、補助金交付の対象とする経費(以下「対象経費」という。)は対象事業に要する経費のうち合併処理浄化槽の本体費用及び本体の設置に必要な工事費(宅内配管工事の費用を含む。)、単独処理浄化槽並びにくみ取り便所の撤去に必要な工事費(合併処理浄化槽の設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。)とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費の額とする。この場合において、合併処理浄化槽の本体費用及び本体の設置に必要な工事(宅内配管工事を除く。)の費用、宅内配管工事の費用、撤去工事の費用のそれぞれの額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、合併処理浄化槽の本体費用及び本体の設置に必要な工事(宅内配管工事を除く。)の費用に係る補助金の額は、別表1の左欄に掲げる合併処理浄化槽について、それぞれ中欄に掲げる人槽の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、宅内配管工事の費用に係る補助金の額は、別表2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を限度とする。

4 第1項の規定にかかわらず、撤去工事の費用に係る補助金の額は、別表3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を限度とする。

(申請書添付書類)

第5条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築確認通知書の写し又は浄化槽設置届出書(浄化槽法第5条第2項に定める期間を経過したものに限る。)の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- (4) 見積書の写し

- (5) 配置図及び配管図
- (6) 構造図
- (7) 登録証の写し及び管理票
- (8) 転換にあつては、既存単独処理浄化槽の現況及び転換の計画を示す書類
- (9) くみ取転換にあつては、くみ取便所の現況及びくみ取転換の計画を示す書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

(申請書提出期間)

第6条 申請書の提出期間は、4月1日から12月28日までとする。

(標準処理期間)

第7条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第8条 規則第4条第1項第6号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 浄化槽管理者が浄化槽法第10条及び第11条第1項の規定を遵守する旨を記載した誓約書を市長に提出すること。

(2) その他市長が必要と認める事項

(実績報告書添付書類)

第9条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 合併処理浄化槽の設置工事に係る領収書又は請求書の写し

(2) 施工の写真

(3) 対象事業に係る合併処理浄化槽について指定検査機関に7条検査に係る費用を納付したことを証する領収書の写し

(4) 対象事業に係る合併処理浄化槽について保守点検及び清掃の実施並びに11条検査の受検手続きを一括して約定した契約書の写し

(5) 対象事業に係る合併処理浄化槽の浄化槽法第7条第1項に規

定する浄化槽管理者（以下「浄化槽管理者」という。）が当該合併処理浄化槽について同法第 2 条第 3 号に規定する浄化槽の保守点検（以下「保守点検」という。）を自ら実施する場合にあっては、その能力を有していることを証明する書類

(6) 対象事業に係る合併処理浄化槽の浄化槽管理者が当該合併処理浄化槽について浄化槽法第 2 条第 4 号に規定する浄化槽の清掃（以下「清掃」という。）を自ら実施する場合にあっては、その能力を有していることを証明する書類

(7) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、対象事業に係る合併処理浄化槽について指定検査機関に 1 1 条検査を依頼した契約に係る契約書の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

（実績報告書提出期限）

第 1 0 条 実績報告書の提出期限は、合併処理浄化槽の設置工事の完了後 1 か月以内とする。

（補則）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 1 1 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 6 月 1 日から施行し、改正後の柏市合併処理浄化槽交付要綱の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月22日から施行し、改正後の柏市合併処理浄化槽補助金交付要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行し、改正後の柏市合併処理浄化槽補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔題名改正〕

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 15 日から施行する。

別表 1 (第 4 条 第 2 項)

合併処理浄化槽の区分	人槽	限度額
(1) 合併処理浄化槽	5 人槽	332,000 円
(2) 高度処理型の合併処理浄化槽（本市の区域のうち手賀沼流域（手賀沼を流末とする河川等の流域をいう。以下同じ。）又は東京湾流域（東京湾を流末とする河川等の流域をいう。以下同じ。）において設置されるものを除く。）	6～7 人槽	414,000 円
	8～10 人槽	548,000 円
	窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（本市の区域のうち手賀沼流域又は東京湾流域において設置されるものに限る。）	5 人槽
窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（本市の区域のうち手賀沼流域又は東京湾流域において設置されるものに限る。）	6～7 人槽	462,000 円
	8～10 人槽	585,000 円
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（本市の区域のうち手賀沼流域又は東京湾流域において設置されるものに限る。）	5 人槽
高度窒素除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（本市の区域のうち手賀沼流域又は東京湾流域において設置されるものに限る。）	6～7 人槽	570,000 円
	8～10 人槽	723,000 円
	BOD 除去能力に関する高度処理型の合併処理浄化槽（本市の区域のうち手賀沼流域又は東京湾流域において設置されるものに限る。）	5 人槽
窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（本市の区域のうち手賀沼流域又は東京湾流域において設置されるものに限る。）	6～7 人槽	654,000 円
	8～10 人槽	903,000 円
	窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（本市の区域のうち手賀沼流域又は東京湾流域において設置されるものに限る。）	5 人槽
窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽（本市の区域のうち手賀沼流域又は東京湾流域において設置されるものに限る。）	6～7 人槽	780,000 円
	8～10 人槽	963,000 円

別表 2 (第 4 条 第 3 項)

宅内配管工事の区分	限度額
既存単独処理浄化槽からの転換に係るもの	330,000 円
くみ取転換に係るもの	330,000 円

別表 3 (第 4 条 第 4 項)

撤去工事の区分	限度額
既存単独処理浄化槽の撤去に係るもの	150,000 円
くみ取り便所の撤去に係るもの	120,000 円